

児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究

○ 新潟県立大学 植木 信一 (2922)

野中 美希 (みずほ情報総研株式会社・9427)、杉田 裕子 (みずほ情報総研株式会社・9428)

キーワード：児童館、児童厚生員、児童館ガイドライン

1. 研究目的

児童館は、児童福祉法において「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」児童厚生施設とされている。この理念のもと、2011（平成23）年3月に発出された「児童館ガイドライン」では、「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の資格を有する者を2名以上置くとともに、児童厚生員はその資質向上に努めなければならないとされている。「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（厚生労働省平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）（主任研究員：植木信一）によれば、専門資格の取得が児童館の活性化に寄与することが確認された一方で、研修機会の拡大や安定的な雇用環境の整備の必要性に対する指摘がなされたところである。そこで、本研究では、児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に焦点をあてた調査を実施し、児童厚生員の処遇や人材育成等に係る現状を把握し整理することで、児童厚生員の専門性確保のための方策を提言することを目的とする。

なお、本研究は、厚生労働省平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」（みずほ情報総研、座長：植木信一）による調査研究の成果の一部である。

2. 研究の視点および方法

児童厚生員の専門性向上や処遇状況の改善等に資する取り組みの実態について把握するため、2017（平成29）年10～11月にかけて、体系的な研修実施等の先進的な取り組みを実施している法人等（7件）に対するヒアリング調査を実施した。さらに、児童館従事者の配置や処遇状況のほか、人材育成への取り組み状況等について実態を把握するために、全国の市区町村（1,741団体）（回収率63.2%）の所管課並びに管内の児童館（4,637館）（回収率76.8%）を対象としたアンケート調査を実施した（調査基準日：2017年9月1日現在）。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、調査対象者の匿名性および名誉・プライバシーについて配慮した。また、調査の実施や調査報告の趣旨について調査対象者への説明を

行い、同意を得て実施した。

4. 研究結果

(1) 児童厚生員並びにすべての児童館関係者が、児童館や児童厚生員の役割について理解できる機会を担保し、児童館ガイドラインに則った運営がなされるよう努める。児童館の基本的な理念や考え方を継承しつつ時代の潮流等に応じて昇華、発展させていけるよう、全ての児童館関係者が児童館ガイドラインに示された児童館の理念と目的、機能や役割等について共通の理解を持つことが不可欠である。(2) 児童厚生員が、児童館の機能・役割における多機能性のほか、地域に根ざした児童館の地域性や拠点性などの特性を理解し、児童館活動を推進できるように、児童館ガイドラインで明確に位置づける。地域に根ざした長期的な活動や支援は、児童館が施設として存在し、そこに児童厚生員という専門性を有する人材がいるからこそ可能なことである。児童館の多機能性、地域性、拠点性について、児童館ガイドラインに明確に位置づけることが期待される。(3) 児童厚生員の専門性の確保と質の担保のため、児童厚生員資格制度の整備を行う。児童厚生員に求められる責任や役割の大きさに鑑み、児童厚生員資格制度の構築を進めていくべきである。(4) 児童厚生員の専門性確保のための研修体系を整備するとともに、児童厚生員の専門性を支え、向上させるためのスーパーバイズの仕組みを導入する。早期に着手すべき仕組みとして、市町村等の基礎自治体において、共通の児童厚生員向けの研修プログラムを用意、実施することが有効である。さらに、子どもや家庭等が抱える高度かつ専門的な課題に対して、スーパーバイズを受けられる仕組みを導入することにより、社会状況に合わせた児童館活動の活性化に寄与することが期待される。(5) 児童厚生員が専門性を保持し続けられるような雇用環境並びにキャリアパスを整備する。児童館がその役割を適切に果たしていくためには、長期的な観点から取り組む必要があり、児童厚生員が雇用期間の制約を大きく受けることなく、働き続けられる環境を整備することが重要である。同時に、「児童厚生員として働きたい」と思う人が増えるよう、賃金や雇用形態等の処遇の改善により魅力的な雇用環境を整備するとともに、将来的なキャリアパスを示していくことが不可欠である。

5. 考察

児童厚生員の雇用環境の整備やキャリアパスの提示については、市区町村や個別の運営団体等では対応しきれないことが多い。たとえば保育士や放課後児童支援員の処遇改善等と同様に、児童厚生員についても処遇改善のための補助事業を実施したり、児童厚生員のキャリアパスに関する調査を実施すること等が期待される。また、児童厚生員に対するスーパーバイザーの配置は、児童厚生員の負担軽減ならびに専門性向上につながることを期待され、国としてスーパーバイザーの配置を推奨したり、予算措置を支援する枠組みを導入するなど、自治体等に対する支援策を講じることが期待される。